


整理番号

7

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>5年 4月 14日</p>
<p>支出額</p>	<p>79,200円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $88,000 \times 0.9 = 79,200$ 政務活動費における割合が0.9であるため。)</p>
<p>使途</p>	<p>政務活動補助員給与(3月分)</p>
<p>支出先</p>	

上記のとおり支出しました。

支出者名 柿沼 貴志

印

勤 務 実 績 表

令和5年 3月分		被雇用者の氏名 [REDACTED]		
	曜日	勤務時間		実務内容
1	水	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
2	木	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
3	金	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
4	土			
5	日			
6	月	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
7	火	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
8	水	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
9	木	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
10	金	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
11	土			
12	日			
13	月	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
14	火	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
15	水	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
16	木	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
17	金	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
18	土			
19	日			
20	月	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
21	火			
22	水	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
23	木	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
24	金	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
25	土			
26	日			
27	月	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
28	火	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
29	水	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
30	木	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
31	金	10:00~15:00	4	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助

時給1,000円×4時間×22日 = 88,000

※勤務日数22日

合計 ￥88,000

労働条件変更通知書

令和4年10月1日

<p>■■■■■■■■■■ 殿</p> <p>事業場名称・所在地 埼玉県議会議員 柿沼貴志事務所</p> <p>使用者職氏名 柿沼貴志</p>			
契約期間	期間の定めなし（令和4年10月1日から変更）		
就業の場所	事務所（行田市忍2-17-12）及び 現場		
従事すべき業務の内容	秘書業務 及び これに付随する業務		
始業、終業の時刻、休憩時間	1 始業・終業の時刻 午前10時00分～午後15時00分 2 休憩時間 60分		
所定時間外労働の有無	1 所定時間外労働の有無（ <input checked="" type="radio"/> ）（1週20時間、1か月45時間、1年360時間）、無 2 休日労働（ <input checked="" type="radio"/> ）（1か月4日、1年48日）、無		
休日	原則 土曜日・日曜日（※職務の都合で変更になることがある）		
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→10日 その後法定どおり 時間単位年休（有、 <input checked="" type="radio"/> ） 代替休暇（有、 <input checked="" type="radio"/> ）		
賃金	<p>1 給与 月給</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>基本給（時給）</td> <td>1000 円</td> </tr> </table> <p>2 所定時間外、休日または深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 所定超（0）%、法定超（25）% ロ 休日 法定休日（35）%、週40時間を超え法定外休日に勤務する場合（25）% ハ 深夜（25）% 3 賃金締切日—毎月 末日 賃金支払日—翌月 15日 4 労使協定に基づく賃金支払時の控除（有、<input checked="" type="radio"/>） 5 昇降給（<input checked="" type="radio"/>）（時期等：随時能力による）、無 6 賞与（有（時期等：年回）、<input checked="" type="radio"/>） 7 退職金（有、<input checked="" type="radio"/>）</p>	基本給（時給）	1000 円
基本給（時給）	1000 円		
退職に関する事項	<p>1 定年制（<input checked="" type="radio"/>）（65歳）、無 2 継続雇用制度（<input checked="" type="radio"/>）（70歳まで）、無 3 自己都合退職の手続き（退職する30日以上前に届け出ること） 4 解雇の事由及び手続き（私傷病、勤務態度不良、能力不足、経歴詐称等）</p>		

整理番号	8
------	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5年 4月 14日
支出額	83,700円 ※政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $93,000 \times 0.9 = 83,700$ 政務活動費における割合が0.9であるため。)
使 途	政務活動補助員給与(3月分)
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 柿沼 貴志



勤 務 実 績 表

令和5年 3月分		被雇用者の氏名 [REDACTED]	
	曜日	勤務時間	実務内容
1	水	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
2	木	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
3	金	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
4	土		
5	日		
6	月	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
7	火	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
8	水	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
9	木	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
10	金		
11	土		
12	日		
13	月	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
14	火	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
15	水	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
16	木	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
17	金	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
18	土		
19	日		
20	月	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
21	火		
22	水	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
23	木	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
24	金	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
25	土		
26	日		
27	月	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
28	火	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
29	水	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
30	木	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
31	金	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助

時給1,000円×93時間=93,000

※勤務日数21日

合計 ￥93,000

雇用契約書


ふりがな	■■■■■■■■■■	生年月日
氏名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ 生
現住所	■■■■■■■■■■	電話 ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します		
雇用期間	期間の定めなし	
就業場所	埼玉県行田市忍 2-17-12 埼玉県議会無所属県民会議行田支部	
職務内容	政務活動補助用務及びこれに付随する業務	
就業時間 (休憩時間)	午前 10 時 00 分 から 午後 15 時 00 分まで (12 時 00 分から 13 時 00 分まで 業務の都合で変更になることがある。)	
休日	原則毎週土曜日及び日曜日 (業務の都合で変更になることがある。)	
給与(賃金)等	・ 賃金 時間給 1000 円	
給与等支払	毎月末日締切 翌月 15 日支払	
給与等振込先	現金手渡し	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
		令和 4 年 2 月 1 日
雇用者	柿沼 貴志	●
被雇用者	■■■■■■■■■■	●

整理番号

9

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>5年 4月 14日</p>
<p>支出額</p>	<p>83,700円 ※政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $93,000 \times 0.9 = 83,700$ 政務活動費における割合が0.9であるため。)</p>
<p>使途</p>	<p>政務活動補助員給与(3月分)</p>
<p>支出先</p>	<p></p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 柿沼 貴志



勤 務 実 績 表

令和5年 3月分		被雇用者の氏名 [REDACTED]	
	曜日	勤務時間	実務内容
1	水	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
2	木	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
3	金	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
4	土		
5	日		
6	月	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
7	火	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
8	水	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
9	木	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
10	金	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
11	土		
12	日		
13	月	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
14	火	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
15	水	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
16	木	10:00~15:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
17	金	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
18	土		
19	日		
20	月	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
21	火		
22	水	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
23	木	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
24	金	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
25	土		
26	日		
27	月	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
28	火		
29	水	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
30	木	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助
31	金	10:00~16:00	政務活動（現地調査の資料収集等）の事務補助

時給1,000円×93＝

93,000 円

合計 ¥93,000

※勤務日数21日

雇用契約書

ふりがな	■■■■■	生年月日
氏名	■■■■■	■■■■■生
現住所	■■■■■	(電話 ■■■■■)
下記の条件で契約します		
雇用期間	期間の定めなし	
就業場所	埼玉県行田市忍 2-17-12 埼玉県議会無所属県民会議行田支部	
職務内容	政務活動補助用務及びこれに付随する業務	
就業時間 (休憩時間)	午前 10 時 00 分 から 午後 15 時 00 分まで (12 時 00 分から 13 時 00 分まで 業務の都合で変更になることがある。)	
休日	原則毎週土曜日及び日曜日 (業務の都合で変更になることがある。)	
給与(賃金)等	・ 賃金 時間給 1000 円	
給与等支払	毎月末日締切 翌月 15 日支払	
給与等振込先	現金手渡し	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
		令和 4 年 5 月 9 日
雇用者	柿沼 貴志	●
被雇用者	■■■■■	●